

救急医療体系図

救命救急医療(第三次救急医療)

救命救急センター(209カ所)
(うち、新型救命救急センター(17カ所))

平成20年2月1日現在

ドクターヘリ(13カ所)

平成20年2月1日現在

○重症及び複数の診療科領域にわたる全ての**重篤な救急患者**を24時間体制で受け入れるもの。これまで、人口100万人に1カ所を目安に設置してきた。
(※「新型」は、救急医の確保が困難等のため救命救急センターが不足している地域に設置する小型(専用病床20床未満)の救命救急センター)

入院を要する救急医療(第二次救急医療)

病院群輪番制病院(408地区、3,143カ所)

共同利用型病院(10カ所)

平成19年3月31日現在

○医療圏単位で、圏域内の複数の病院が、**当番制**により、休日及び夜間において、**入院治療を必要とする重症の救急患者**を受け入れるもの。

○医療圏単位で、**拠点となる病院が一部を開放**し、地域の医師の協力を得て、休日及び夜間における**入院治療を必要とする重症救急患者**を受け入れるもの。

初期救急医療

在宅当番医制(654地区、28,717カ所)

休日夜間急患センター(511カ所)

平成19年3月31日現在

○群市医師会ごとに、複数の医師が**在宅当番医制**により、休日及び夜間において、**比較的軽症の救急患者**を受け入れるもの。

○地方自治体が整備する**急患センター**にて、休日及び夜間において、**比較的軽症の救急患者**を受け入れるもの。